



Title	北海道開拓極初期に於ける土地制度
Author(s)	上原, 轍三郎
Description	研究
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 6, 1-36
Issue Date	1938-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10650">https://hdl.handle.net/2115/10650</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_p1-36.pdf



# 研究

## 北海道開拓極初期に於ける土地制度

上原 轍三郎

### 目次

- 一、緒言
- 二、土地支配權の移行（封建主より明治政府へ）
  - (一) 形式上の移行
  - (二) 實質上の移行
- 三、開拓使の土地政策
  - (一) 委任開拓の方策
  - (二) 直接開拓の方策
- 四、結論
- 一、緒言

北海道の開拓といふことを廣義に採れば既に六百年前にも遡るべきであるが、此處に謂ふ開拓とは明治政府の企てたる開拓を指すものであつて時から謂へば明治になつてからの開拓である。かゝる意味に於ける開拓に於て

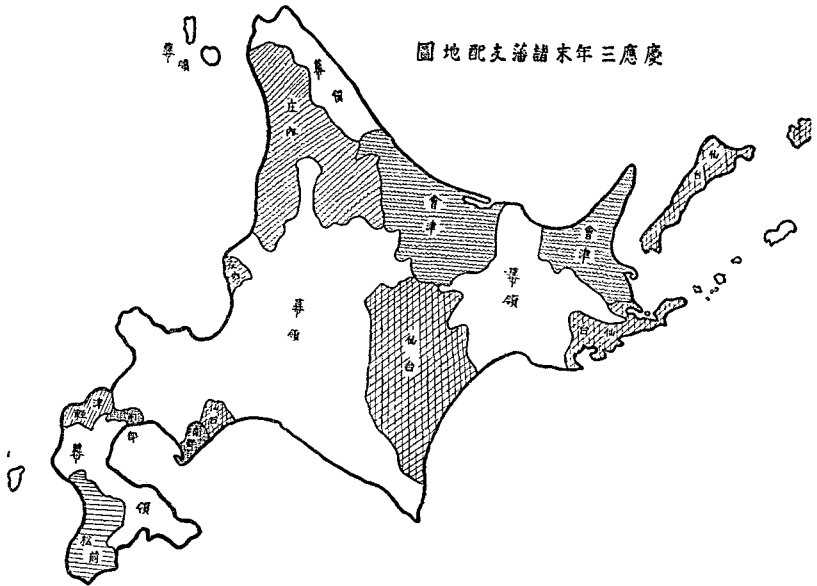
北海道開拓極初期に於ける土地制度

も既に七十年を經過して其の史上に於ては幾多の變遷を見るのである。就中其の中心をなす土地制度に於ては極めて多くの曲折變遷があつて幾多の方策が考案實施されて居る。而して其の結果は、周圍の社會經濟の變遷と相應して多種多様に現はれ、新植民地に於ける土地制度の如何に重要な問題であるかを如實に物語ると共に其間に幾多の社會經濟の理法が表明せられて居るのである。従つて此の研究は單に植民政策の學問上に於て尠ならずざる興味があるのみならず、近くは北海道の現在並に將來に於ける土地政策實行の上に於て、遠くは爾餘の我國の植民地乃至は滿洲其他に於ける土地政策樹立の上に於て幾多の參考と示唆とを與へるものである。自分は年來之れに關する研究をなし來つたものであるが其の一部を「北海道極初期に於ける土地制度」として取り纏め茲に公表することとした。而して此處に言ふ「極初期」とは明治政府が北海道開拓に着手してより、土地に關してや、確定的な規定たる北海道土地賣貸規則を發布したる明治五年十月十日迄の期間を指すものであつて極めて短期間に過ぎないことではあるが、此の期間に於ては明治政府の成立、封建制度の瓦解等幾多重大事件が発生して居つて實に我國の革新期である。之れと共に亦北海道に於ては開拓着手の極初期であつて拓殖上の基點をなすものである。而も之れを土地制度研究上の立場から視れば封建的制度瓦解過程上に於ける種々なる事相を見出すことが出来るので極めて興味深きものがあるのである。而して余は此の研究を二段に分けて第一に北海道の土地支配權は從來の封建主より明治政府に如何に移行したか其の過程を明かにし、第二に開拓使が北海道開拓の爲めに此の期間に於て如何なる土地政策を採つたかに就て少しく述べて見たいと思ふのである。

## 二、土地支配權の移行（封建主より明治政府へ）

北海道は明治維新前に於ては之れを「蝦夷地」と稱し（明治二年八月十五日北海道と改稱）我國の北邊に偏在

慶應三年末諸藩支配地圖



する未開の一特殊地域であつたのである。然し此の當時猶ほ我國に於ては封建制度が行はれて居つたから此の土地も亦封建治下にあつたことは内地府縣と異ならないのである。而して其の封建主及領地の關係は勿論多くの變遷を経て居るけれども明治維新の直前に於ては徳川幕府外松前、津輕、南部、仙臺、會津、秋田、庄内の六藩の封建主があつて其の領域は次の表と上の圖とに示す通りであつた。

徳川幕府 各藩領地以外の全道に亘る

松前藩 福山、江差、乙部より熊石迄、

津輕藩 壽都より瀬田内境迄

南部藩 繪柄、幌別、禮文華（虻田の西部）

仙臺藩 白老、十勝、厚岸より根室西別境迄、國後嶋、  
樺捉島（但し紗那を除く）

會津藩 根室西別より北海岸網走境迄、網走境より紋別  
迄

庄内藩 濱益、留萌より天鹽迄、天賣島、焼尻島

備考 此の表は北海道廳北海道史第一、八六二—八七四  
頁により作製す。

而して此等の封建主は明治維新の改革と共に其の土地の支配權を失ひ明治政府之れに代つて其の支配權を獲得以て其の開拓に着手したるものであるが其の移行

過程は畢竟我國の封建制度瓦解の過程に外ならず、其の形式内容を具體的に探究することは極めて興味ある一研究に屬するを以て茲に少しく之れを考察するに形式上の移行と實質上の移行と二段に分けて述べることが出来る。

### (一) 形式上の移行

形式上の移行とは布令又は御沙汰書によつて土地支配權の移行が發布せられたことを言ふものにして、(一)徳川幕府の領地は慶應四年(西曆一八六八年)正月十日に發せられたる舊幕府の領地を直隸となすの號令

……且是迄徳川支配イタシ候地所ヲ天領ト稱シ居候ハ言語同斷之儀ニ候此度往古ノ如ク總テ 天朝ノ御料ニ復シ眞ノ 天領ニ相成候間左様心得ヘク候……(其の全文は註一の如し)

により、又(二)會津藩(松平容保)仙臺藩(伊達慶邦)庄内藩(酒井忠篤)南部藩(南部利剛)の領地は各領主が佐幕の行爲を取りたる廉を以て明治元年十二月七日に發せられたる處罰の御沙汰により(全文註二)又(三)津輕藩の領地は明治二年四月二十二日付を以て津輕少將より願出たる藩籍奉還の上表(全文註三)に對する明治二年六月二十四日付の「言上の通被 聞食」なるの御沙汰(全文註四)により、又(四)松前藩の領地は明治二年六月二十四日付を以て發せられたる「於其藩モ封土版籍返上被 仰付」なる御沙汰書(全文註五)によりて夫々の支配權を失ひ明治政府の直轄地となりたるものと見るべきである。

### (二) 實質上の移行

然し其の事實上の經過を見るに明治政府は明治元年四月十二日箱館裁判所を置き嘉彰親王を總務に清水谷公考土井利恒を副總務に任じ、親王總督を辭し閏四月五日公考を總督に選任し、同月十七日蝦夷地全島に關する主要なる件案「國內非常の大事件」並に「ロシア交際中非常の大事件」を除き一切の處置を委任し(全文註六)たものであつて、箱館裁判所は先づ先發隊を出し閏四月九日箱館到着、箱館奉行杉浦兵庫頭に皇政復古、箱館裁判所取

建、總督以下近々下向に就き幕府蓄積之金穀倉廩器財等引渡しの準備をなし置くべき旨の通告をなして居り、<sup>(註七)</sup>又總督等は閏四月十四日京都出發同月廿六日箱館着、五月一日を以て引渡しを完了し、同日を以て箱館五稜郭に事務所を開いて居るのである。但し此の時箱館裁判所は既に箱館府と改稱せられ、清水谷公考は知事(潤四月二十四日)となつて居つたから適當に言へば箱館府を開いたと云ふべきである。<sup>(註八)</sup>而して此の時總督が奉行より引繼を受けたものは徳川幕府の所領に關するものであつて舊幕府の領地丈けは此の時を以て事實上明治政府の支配下に移行したといふことが出來やう。<sup>(註九)</sup>然し其他の土地、即ち南部藩以下六藩の領地に就てはまだ何等の引繼を受けて居ないから事實上に於ては未だ明治政府の支配下に歸したと言ふことが出來ない。然らば之れは如何なる經過を取りしやと言ふに充分明かならずと雖も南部、仙臺、會津、庄内の所謂佐幕四藩の土地は所謂放棄により津輕松前の勤王二藩の領地は藩籍奉還により明治政府の支配下に歸屬したものと見るべきである。即ち清水谷總督は前述の如く

「蝦夷全島一切の御委任」を受けたけれども、<sup>(註十)</sup>彼れは何等の手兵も物資も所有せざる、言はず實力なき一官職に過ぎざりしを以て箱館地方の警衛は依然として仙臺、秋田、盛岡、弘前、松前の五藩に託されて居つたもので、明治元年閏四月九日箱館に到着したる先發隊は權判事井上石見、岡本寬輔の名を以て

今般皇政復古ニ付蝦夷全島御直支配被仰出箱館ニ於イテ裁判所御取建相成候得共警衛人數之儀ハ是迄之通被 仰付候間人民安堵イタシ候様申諭シ各奉 朝意盡力シ警衛候事云々……

と仙臺、秋田、盛岡、弘前、松前の陣屋留守居に通達して居るのを見るのである。<sup>(註十一)</sup>従つて之等諸藩は王政復古となり、箱館裁判所が設けられ蝦夷全島が其支配に歸したりと雖も事實夫々相當の兵力を北海道に置いて各々其命ぜられたる地域の警備をなして居たものである。而して今南部史要によりて此の當時南部藩の取りたる事情を見るに

- 1) 之の改稱は即日通達せられたものでなく、蝦夷地方には辰八月十日付の廻達文があるとのことである。(竹内運平：北海道史要 180—181頁參照)
- 2) 御沙汰書參照
- 3) 菊地悟郎編輯：南部史要全(明治四十四年八月)(407—408頁)

箱館には朝廷の命により、同地裁判所守備のため藩より銃兵二小隊を派遣しあり。然るに秋田との戦闘開始せられんとするを聞きや隊員等相謀りて共に歸藩せんとす。時に目付七戸權兵衛、山本寛次郎等同守備兵の臨機を命ぜられて箱館に至り我藩遂に秋田と開戦し津輕もまた同盟を背かんとす。國內の事容易ならずと陳述し密かに謀るところあり。いよ／＼守備兵を引揚ぐるに決せしも恣に之れを引揚ぐるに於いては朝命違反者として官軍のために追撃せらるゝ虞れあり。依て八月十一日未明火を陣營に放ち、臺場の大砲を破却し追撃を豫防し汽船に乗じて箱館港を去る。顧みれば陣營の火炎上り箱館市中恰も晝の如し。幸ひにして我兵無事野邊地に歸還す云々……

とあり、之に由つて觀れば南部藩の意思佐幕と決するや其陣營を燒いて蝦夷の地を撤退したものである。警營の陣地既に然りとすれば其領有地繪鞆、幌別、禮文華は之れを放棄したるものと見て差支へなかるべきである。

又仙臺藩に於ける事情を見るに仙臺藩が佐幕の行動ありと箱館府に傳はるや箱館府は明治元年七月十二日他の警衛藩兵をして其の重立つた者を召捕り、警衛人數の退散を命じ、圖書金穀武器の符込を申付けんとしたるに仙臺藩のものは其前夜既に遁亡して居つたといひ、又其領地たる東蝦夷白老詰のものを捕縛に向ひたるに之れも亦其の以前に退去して居つたと云ふことである<sup>1)</sup>。其他會津、庄内二藩は勿論既に早く退去して居たものと見るべきであらう。

又勤王派たる津輕藩は明治元年八月迄警備のものを箱館に滞在せしめたるも同月二十二日に至り南部藩を征討せんが爲めに一同を引揚げたと云ふことである<sup>2)</sup>。然し其蝦夷の領地は其のまゝとなつて居つて藩籍奉還を聽許せらるゝ迄其の領有であつたと見るべきである<sup>3)</sup>。従つて此の土地は形式上の経過と實質上の経過と相一致するものと云ふべきである。

又松前藩の領地は松前氏第五代の主慶廣が天正十八年(西曆一五九〇年)關白豊臣秀吉より蝦夷島主たるの待遇を受けて以來<sup>4)</sup>二百七十九年の内文化四年(西曆一八〇七年)より文政四年(西曆一八二一年)に至る迄、十四ヶ年の幕府直轄の時代を除きては、松前藩本來の領地たりしを以て藩籍の奉還と共に其の藩知事を被仰付、事

1) 竹内: 210頁

2) 青森縣史第三卷 493頁

3) 之れに就ては明治二年七月三日東京に於て弘前侯封内租税を徴して會計官に上りたる覺書中に兩すつゝ及兩すつきしまこまき運上金として九百二十二兩を計上せることにても明かなり(青森縣史三卷 744—746頁)

4) 北海道史第一、87頁

實に於て明治四年七月廢藩置縣となる迄は依然として松前藩主が其の土地人民を領有して居つたものである。

如斯にして明治維新前迄七封建主によりて支配されたる北海道の土地は形式的には

(一)舊幕府領の沒收、(二)佐幕四藩領の取上げ、(三)勤王二藩の藩籍奉還なる三様式により、實質的には (一)舊幕府領の土地引繼、(二)佐幕四藩の土地放棄、(三)津輕藩の土地奉還 (四)松前藩の廢藩置縣なる四様式によりて夫々明治政府の支配に歸したものと見るべきである<sup>1)</sup>。

### 三、開拓使の土地政策

明治政府は上記の如くにして獲得したる北海道の土地を開拓すべく積極的の方策に出たものであるが、其の初めに於ては何等確定的の方策定まらず唯臨機應變の處置を採りたるものといふべきである。然れども其處に自ら二種の方策の行はれたることが看取せられるのである。其一つは委任開拓の方策であり、其二は直接開拓の方策である。余は次に順次之れを記述する所あるべし。

#### (一) 委任開拓の方策

之れは開拓使が第一に樹てたる方策であつて開拓使は明治二年七月二十二日次の如く布令を出して居る。

蝦夷地開拓之儀先般 御下問モ有之候通ニ付今後諸藩士族及庶民ニ至ル迄志願次第申出候者ハ相應ノ地割渡シ開拓可被 仰付候事 (大政官布告第六百六十號明治二年七月廿二日)

即ち之れは明治政府が北海道を開拓せんが爲めに發布したる土地處分に關する第一の布令であつて其内容を吟味するに明治政府が蝦夷地開拓を必要としたる理由と土地處分の方法とが表明せられて居る。

蝦夷地開拓を必要としたる理由に就ては「蝦夷地開拓之儀先般 御下問モ有之候通ニ付」と云ふ文句を以て顯はされて居るのであるが、此の當時蝦夷地開拓に關して「御下問」あらせられたのは慶應四年三月九日及明治二

1) 箱館府は明治二年七月十七日箱館縣となり同廿七日之れを廢せられたり。故に開拓使は之れに無關係に設けられたるものと思はる。

年五月廿一日の兩度にして前者に就ては大政官日誌に「慶應四年三月九日辰刻、大政官代へ行幸被爲在、御座ノ間へ出御、玉座近ク三職ヲ被爲召、親ク蝦夷地開拓之事件ヲ御下問有之、一同大ヒニ開拓可然之旨ヲ言上ス、此儀相濟テ後酒肴ヲ賜フ」とあるを見るのである。而して此の御下問は同年二月廿七日高野保建清水谷公考兩氏の蝦夷地開拓の建儀に原くものにして御下問の御趣旨は兩氏の建儀書によつて明かなり。今其全文を示せば

蝦夷地周圍二千里中、徳川家小吏之一鎮所而已、無事之時モ懸念御座候處、今般賊徒御征討被仰出候ニ付テハ、東山道往來相絶シ、徳川莊内等之者共、彼地ニ安居仕事ハ難相成、島内民夷ニ制度無之、人心如何當惑仕候儀ニ有之ヘクヤ、不軌之輩御座候ヘバ、竊ニ賊徒ノ聲援ヲナシ可申モ難計、魯戎元來蠶食之念盛ニ候ヘバ、此處ニ乘シ島中ニ横行シ、衆テ垂涎イタシ候北地久春古丹等ニ割據シ、如何様之舉動可有之モ難計候ヘバ、一日モ早ク、以御人撰鎮撫使等御差下ニテ、御多務中モ閑暇爲在候勢ヲ示シ御外聞ニモ相成候様仕度、且漁魚ノ利モ夥敷場所ニテ、御軍費ノ一助ニモ可相成候間乍不肖臣等ニ於テモ抛身命勉勵仕度候。皇政復古之折柄、右等之邊モ必定被仰出候トハ奉存候得共、寒暖之違モ有之、内地ニテ二三月之延引ハ、彼地ニテ五六月又ハ一年之手後ト相成リ、今年内ニ策略難相立候間何分早々御採用相成候様仕度奉存候。此段去月以來議論仕候儀ニ有之、海水流漸之時節ニ相至候ヘバ、魯人軍艦、毎年久春内へ罷出候間、當月中ニモ御差下ニ相成候様被遊度積リ、警備人數ハ有志之者共兼テ相約候分、箱館諸所散在之者ヲ除テ、現在二百人計軍艦共有之、金穀之類ハ紀州、江州等ニ於テ彼地ニ引合御座候町人共、盡力仕度内願ニ及候者多々御座候ヲ、内々支度ハ粗調居候間、何卒公論ヲ以テ、即日御評決被仰付、今般行幸被爲仕候己前ニ勅許ニ相成様仕度奉存候。猶且細之儀有志之者共別紙差出候間、宜敷御參考之程奉懇願候。誠恐誠惶謹言

(内閣事務局長發書、) 二月廿七日  
(外國事務局長發書、)

保 健  
公 考

○別紙ハ散佚シテ見ル所ナシ、

(以上東京帝國大學藏版、復古記第二册七三七—七三八頁ヨリ寫ス)

又後の御下問に就ては同じく大政官日誌に

已刻、行政官及ヒ六官、特詔局、府縣五等以上官員直垂着用、大廣間參候、順次列座 聖上御帳臺ニ出御、勅語アリ、輔相

勅意ヲ傳宣ス、議長乃チ御下問書讀上、畢テ入御、御下問書人別ニコレヲ賜フ、其件三條

、皇道興隆之件

一、知藩事被任之件

、蝦夷地開拓之件

とありて、其下問書中蝦夷地開拓に關するものゝ寫次の如し。

蝦夷地之儀ハ皇國ノ北門直ニ山册滿洲ニ接シ經界粗定レドモ北部ニ至ツテハ中外雜居イタシ候處是迄官吏之土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ外國人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ土人往々我邦人ヲ怨難シ彼ヲ尊信スルニ至ル一旦民苦ヲ救フヲ名トシ土人ヲ煽動スル者有之時ハ其禍忽チ箱館松前ニ延及スルハ必然ニテ禍ヲ未然ニ防クハ方今ノ要務ニ候間箱館平定之上ハ速ニ開拓教導之方法ヲ施設シ人民繁殖ノ域トナサシメラルベキ儀ニ付利害得失各意見無忌憚可申出候事（在府諸候並中下大夫諸官人上士總代へハ二十三日御下問（法令全書第四百六十九、明治二年五月廿一日御下問書ノ一節）

以上を綜合考察するに此の當時蝦夷地の開拓は

- (一) 魯國人の侵略を防ぐ爲め
- (二) 徳川黨の聲援又は占據を防ぐため
- (三) 其の富源を開發する爲め

に必要なりとせられたるものにして余は茲に之れ等の諸項目に就き一々詳細なる解説をなさざるも(一)は明治維新前後に於ける魯國人の北邊侵略は我國民の一大深憂であつて之れを防ぐ爲めに北海道の開拓を必要としたことは明かな事實にして此の當時屢々識者の所論であつた。(二)は明治維新の政局が齟したる一時局に過ぎないが明治政府としては一重大事件であつた。又(三)は實に明治政府の積極政策の一表徴と見るべきものである。而して之等の事項を急速に實行しなければならなかつたといふ事も此の當時の事情を考察すれば充分に了解せられる所である。然らば北海道開拓の爲めに採つた土地處分の方法は如何といふに開拓を志願するものには相當の土地を割渡し

て開拓を仰付けると記してある。此處に「土地を割渡す」といふ文句と開拓を仰付けるといふ文句とは大いに注意を要することであつて、それは土地處分といふも土地所有權を與へるものでない。又其土地の開拓は之れを命ぜられるのである。此の當時既に徳川の大政奉還によつて天下の政權は天皇に歸屬して皇政の古に復すると云ふことにはなつて居つたけれども天下の土地人民の中元徳川一派の所領であつた一部を除きては悉く舊藩主の領有する所であつて封建制度は其の形式に於ても全然瓦解したものでなくて其の途上にあり、實質的には依然として存續して居つたものであるから北海道の土地を處分するに當つても之れを開墾耕作に従事する農業者に小面積宛渡すよりも藩主又は士族乃至は富豪其他有力者に大面積の土地を渡し之れに對する支配權を與へて土地開墾に對する全責任を負擔せしむることが思想的にも實際的にも適當な方法であつたのである。此處に於て此の布達に於ては志願者に相當の土地を割渡するといふのみであつて土地の所有權を移す所の附與又は賣却の文字を用ひて居ないのである。故に此處に言ふ割渡すとは今日個々の農業企業者に土地を處分しつゝあるものとは全然趣を異にするものであつて寧ろ封建制度の下に於て行はるゝ封土に等しきものである。此のことは此の時與へられたる指令書の文句及事實を見て明かなるところである。即ち指令書文面の例として一二のものを示すに奥州仙臺白石城主片倉邦憲の嫡孫片倉晃光(小十郎)並に仙臺支藩石川邦光の弟石川光親(源太?)に下されたる御沙汰書に、

各通 片倉小十郎

石川源太

北海道開拓之儀へ方今之急務ニ付迫々御處分モ有之候ニ共重大之事柄金地一時ニ御手ヲ可被爲着目的モ難相成折柄其方儀不憚艱難自ラ彼地ヲ跋渉シ開拓致度志願之趣神妙之至ニ被思食北海道開拓御用被仰付候條家來其外有志之徒相募リ自費ヲ以テ漸次移住屹度實功相成候様盡力可致旨御沙汰候事(明治二年九月十二日付御沙汰書)

又北海道の開拓は必要にして急務なるの故を以て其志願なきに係はらず土地の支配を命じ、其の開拓を仰付けられたものに金澤藩以下九藩があるが其指令書の文面は次の通りである。

1) 明治元年潤四月二十一日八府廿一縣、二百七十三藩とし、京都、江戸、大阪を府とし舊幕府の直轄地を縣とし府縣に知事、判事を置き、藩は従來の如く藩主をして之れを治めしめ藩治職制を定む(有賀日本歴史下卷932頁)

金澤藩 鹿兒島藩 静岡藩  
 名古屋藩 和歌山藩 熊本藩  
 廣島藩 福岡藩 山口藩

北海道開拓ノ儀ハ兼而被仰出候通り即今之急務ニ而追々御手ヲ被着候處何分全國ノカラ用ヒザレバ成功無覺東依之今般別紙地所御藩へ支配開拓被仰付候間拮据經營實功相當成候様可致候、(明治二年八月二十八日付御沙汰書)

此の制度はチンマーマンが特許企業による植民法中第一種のもとして掲げたる主權を與へたる企業者による植民法と同一觀念に出でたるものであつて植民先進國スペイン、ポルチュガル、英國、和蘭、フランス等の諸國が既に十六七世紀の頃に於て行つた封建的な一植民方策である。而して我が北海道の開拓に當つて此の特種な制度を採つた所以者は(一)我國に於ては此時尙ほ明治維新改革の時にして未だ各藩主は版籍を奉還したるのみにして廢藩置縣に至らず、依然として其處に藩知事として在住し、封建の實體が存在して居つた時代であるから此の封建的制度を用ひたるは當然と云はなくてはならない。又(二)明治政府が北海道開拓事業に着手するに當り、明治維新創業當時として北海道全體に互つてなすことは到底力及ばず全國の雄藩を始め有力者に助力を求めたることも亦止むを得ざる所であつた。此のことは御沙汰書の中に明記せられてある通りである。此れ等のことは歐洲先進國が此の特殊制度を採つたる場合とも同様であつてチンマーマンは十五、六世紀に於ける植民國が私的企業者に封土をなすことによつて其の目的を達成せんと欲したるは其の當時半ば中世紀的事業の下にあつた諸國が財政的に經濟的に貧弱なりしが爲めといふ歴史的發展の結果である……といふて居る<sup>1)</sup>。

何れにしても明治政府は此の布令の發布と共に速やかに北海道の土地を諸藩主其他有力者に分轄支配せしめて土地の開發、植民の事業を行はしめんと欲したのである。

然し此の布令によつてよく其の主旨を解し、自ら進んで此企業に當らんと欲して土地の支配開拓を志願したものは甚だ尠なかつた。

即ち竹内運平氏は「水戸藩以下數藩」と云ふて居る<sup>1)</sup>。又余の調べたる所によれば土地制度を受けたるものは水戸、高知、佐賀、一關、久保田、(秋田)、莊内、福山の七藩、東京府の一府、本願寺、増上寺、泉誦寺の三寺、石川源太、片倉小十郎、伊達藤五郎の三氏計十四者である。而して此れ等の者の願書に就きて其願意を見るに明かに表明せられざるものあり、又表明せられたるものありと雖も大部分は前述の北海道開拓を必要としたる明治政府の主旨に賛し自ら進んで其局に當らんとするものであるが東京府の願書と寺院の願書とに特に注意すべきものが見出される。即ち東京府の願書には

兵馬倥傯以來今日漸ク及平定候得共金穀消耗尙時勢ノ變遷ニ隨ヒ物價騰揚當府下人民ノ産業不相互、且數多ノ困難種々ニ手ヲ盡シ候得共後來保護ノ目的相付兼候ニ付北海道之内三四郡當府ヘ引受當府下有餘ノ賢民ヲ以テ博ク物産相興シ候得者開拓ノ道モ相成ニハ産物融通ノ道モ相進ミ當府ヲ維持發濟スルノ一端ニモ可相成哉ト奉存候間開拓使總括ハ不相離様致シ北海道之内三四郡當府受持ト相定御引渡相成候様致度奉存候依之此段奉伺候也

六月

東京府

辨官御中

とある。之れによつて見れば近代の植民國が過剩なる人口を移して、未開の土地を拓き産業の發展を計り、物資の供給を豊にし、以て國家及國民の繁榮と幸福とを圖らんと欲するものと何等異なる所なきを見る所である。

又本願寺東門主使下間大藏卿より差出したる題書を見るに

今般蝦夷地御開拓の御主意御下間有之候由奉拜承候然る處私門末の儀は從來松前並に蝦夷地に五ヶ寺掛所取立出稼の人数是まで教導仕居候處日増歸依の者有之候就ては蝦夷地の儀は周圍のみ通路有之山中一切道筋無之何分不自由の地に御座候間爲冥加如何様の御奉公も可仕候得共差當り新道切開石狩、久擧、十勝の深山も追々四通八達の域に相成候様致し且有志の輩は所々新開村落移住爲致彼地土人は不及申諸方より出稼の者も異教に流れ不申様仕報御國恩度奉存候

以上

本願寺東門主使

六月五日(註明治二年)

下間大藏卿

1) 竹内運平：北海道史要 537頁

辨事 御役所

願之通被係付候條諸事開拓使へ可伺出候事

又増上寺よりの願書を見るに

奉願口上覺

波島國 龜田郡

後志國 壽都郡

同國 小樽郡

石狩國 厚田郡

天鹽國 増毛郡

日高國 幌泉郡

右は今般北海道筋御開拓被仰出所々に移住人の内當宗之もの數多有之祖先之追福にも差支時々歎訴申出候に付最寄江當山未寺壹箇寺宛取建候程の場所拜領被仰付被下候は人民教導は勿論土人産業閑暇の節は御仁恤之御趣意説誘爲致奉報御國恩萬分一度奉存候間何卒願の通御開届被成下候様奉懇願候以上

庚午(明治三年)八月二十九日

増上寺大僧正

辨官御傳達所

又泉誦寺よりの願書を見るに

謹而奉懇願候様當山之儀ハ辱モ自四條帝至先帝御歴御神靈御鎮座被爲在候御由緒之御寺ニ御座候然ルニ今般蝦夷地開拓之儀兩本願寺並増上寺等依願既ニ被仰付候趣於當山ハ素ヨリ前顯之次第モ被爲在候間格別之御詮議ヲ以テ相當之地所開拓被仰付候様奉願上候然ル上ハ法流之輩ヲ始失産流離ノ窮民共ヲ扶助教育任彼地へ引移シ務テ開墾産業爲致度奉存候尤拜借金等之儀ハ必不奉願一己ノ寺力ヲ以專ラ開拓之成功相奏候様屹度盡力可仕候何卒至急願之通被仰付候様備ニ御執奏之程謹而奉願候誠惶誠恐百拜

明治三年九月十日

泉誦寺現住 湛然長老

北海道開拓極初期に於ける土地制度

## 辨官御傳達所

之れ等三寺院の願書を見るに何れも移住者並に土人の布教教導と土地の開拓産業の興隆とを目的として土地の支配を願出でたるものであつて宗教的使命を有する寺院が産業に進出することの可否に就ては大いに考慮を要するものと云ふべく、此の當時に於ても亦異論のありたる事を見るのである。即ち泉誦寺の願に對し開拓使は次の如き副申をして居る。

別紙泉誦寺之出願逕評議候處一體寺院へ土地御割渡開拓被仰候共近來一般ニ衰弊之寺院果敢々々敷實効ハ連モ有之間敷却テ右ヲ名トシテ金策等致且彼地之漁獵益等ヲ私收シテ兼而之窮乏ヲ補候着限有之向モ難斗第一浮屠游食之徒ハ漸ク相減候半而相濟間敷之處地所支配等被仰付候而者御不體裁之筋ニモ可相成候間己後寺院へ支配地御割渡之儀御許容無御座様致候増上寺佛光寺ハ一應地所御割渡已ニ手配候筋モ可有之ニ付今更支配地御取上相成様無之候得共泉誦寺願意ニ於テハ斷然御許容不相成様存候事

明治三年九月十八日

北海道開拓使

## 辨官御中

以て此の當時に於ける寺院の態度及其實情を推測することが出来る。即ち寺院が布教に努力すると共に北海道に土地を獲得して産を造り又は漁産に收益を計らんとする所の物質慾に衝動せられたるものあるを見る所である。而して開拓使が其の野心を看破して不許可を申達したるは誠に至當といはなくてはならない。

如斯にして此の布告の發布によりてよく明治政府の企圖を賛し進んで之れに助力をなさんと欲したるものは比較的少く、偶々土地の支配を願するものありたるもそれは明治政府の眞意に副ふにあらずして其の名を假りて私利を圖らんと慾するの徒輩に過ぎざるの有様であつた。此のことは新開の植民地に於ける通弊であつて必ずしも其不正を咎むべきではない。否何等私利を興えずして新開地の開拓に努力せしむることは求むるものが不明で

あるとも考へられるのである。

如斯にして明治政府は此の布令によりて眞面目なる土地開發志願者を得んとしたるも豫期の結果を得ざりしを以て遂に有力なる諸藩に命令的に土地の支配開拓を申付けるに至つたものである。今金澤以下九藩に對して發せられたる指令書の全文を見ると次の如くである<sup>1)</sup>。

各通

金澤藩	鹿兒島藩
静岡藩	名古屋藩
和歌山藩	熊本藩
廣島藩	福岡藩
山口藩	

北海道開拓之儀ハ、兼而被 仰出候通り、即今之急務ニ而、追々御手ヲ被着候處、何分全國ノ力ヲ用ヒズンバ、成功無覺東依之今般別紙地所、其藩へ支配開拓被 仰候間拮据經營、實功相成候様可致事(明治二年八月二十八日)

(仙臺藩)

伊達 建千代 磨

北海道開拓之儀ハ、方今之急務追々御處置モ有之候處、於其藩ハ、彼地之風土熟知之者モ不少趣、相開候ニ付、士族ヲ始メ農工商ニ至ル迄、開拓志願之者相募リ、自費ヲ以テ漸次移住爲致候様、精々盡力可致旨 御沙汰候事

但 移住人員並開拓之目的相定、申出候へ、地所割渡可申事

其他之れ等と同様に志願することなくして支配を仰付けられたるものが相當にある今次に支配を仰付けられたるもの及其志願の有無、仰付の土地、年月日其他を一表として示せば

支配主	支	配	地	奉命年月日	罷免年月日
水戸藩知事 (徳川詔武)	北見國—利尻郡 天鹽國—天鹽郡、中川郡、上川郡、苫前郡			明治二、八、一七	明治四、八、三〇

1) 維新日誌第三卷 252—253頁

<p>一關藩知事 (田村崇顯) (八月四日出願)</p>	<p>膽振國—白老郡</p>	<p>明治三、八、一七</p>	<p>明治四、八、三〇</p>
<p>佐嘉藩知事 (鍋島直大) (八月十四日出願)</p>	<p>釧路國—厚岸郡、川上郡 千島國—振別郡</p>	<p>明治三、八、一七 明治三、二、一〇</p>	<p>明治四、八、三〇 (依願) 明治四、三、一五</p>
<p>德島藩</p>	<p>日高國—新冠郡</p>	<p>明治三、八、一九</p>	<p>(依願) 明治四、三、一五</p>
<p>高知藩 (出願)</p>	<p>石狩國—夕張郡 膽振國—勇拂郡、千歲郡 千島國—藥取郡</p>	<p>明治三、八、三〇 明治三、二、一〇</p>	<p>明治四、八、三〇</p>
<p>兵部省 (元會津降伏人)</p>	<p>石狩國—石狩郡 後志國—小樽郡、高島郡 石狩國—濱益郡、札幌郡 後志國—忍路郡、余市郡、美國郡、古平郡</p>	<p>明治三、八、三〇 明治三、九、一五</p>	<p>明治三、正、</p>
<p>伊達藤五郎 (八月廿日出願)</p>	<p>後志國—太樺郡、瀬棚郡 釧路國—阿寒郡、足寄郡、白糠郡 膽振國—山越 膽振國—有珠郡 膽振國—室蘭郡 (先キニ石川源太ノ支配地) (タリシモノ)</p>	<p>明治三、九、一四 明治二、八、二五 明治三、五、二七</p>	<p>明治四、八、三〇</p>
<p>膽振國—虻田郡 (元大泉藩、次ニ開拓使) (支配地)</p>	<p>膽振國—有珠郡</p>	<p>明治四、三、一四</p>	<p>明治四、八、三〇</p>

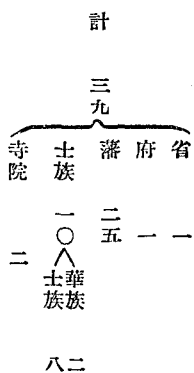
金澤藩 (八月廿八日仰付)	北見國—宗谷郡、禮文郡、枝幸郡	明治三、八、二六	明治三、六、
鹿兒島藩	日高國—浦河郡、樺似郡 十勝國—廣尾、當縁、河西	明治三、八、二六	南北越後、一〇、 島根等ヲ併有シ且南 アラザルヲ以テ (並註第十八卷下三〇)
靜岡藩	十勝國—中川(大津)十勝、河東、上川四郡	明治三、八、二六	明治四、八、三〇
名古屋藩	北見國—斜里、網走二郡	明治三、八、二六	明治三、六
和歌山藩	北見國—紋別郡	明治三、八、二六	明治三、八、三〇
熊本藩	根室國—目梨、標津二郡	明治三、八、二六	(依願) 明治四、三、一四
廣島藩	北見國—常呂郡 釧路國—網尻郡	明治三、八、二六	明治三、四、一〇
山口藩	石狩國—雨龍、樺太二郡 天鹽國—増毛、留萌二郡	明治三、八、二六	明治四、八、三〇
福岡藩	後志國—久遠、奥尻二郡	明治三、八、二六	明治四、八、三〇
久保田藩 (秋田藩) (八月廿五日出願)	千島國—國後郡	明治三、八、二六	明治四、八、三〇
増上寺 (八月廿九日出願)	日高國—靜内郡 根室國—花咲郡、志古丹島	明治三、九、三 明治三、三、一〇	明治三、一〇、一〇
庄内藩 (大泉藩) (出願)	石狩國—濱益郡 膽振國—蛇田郡	明治三、一〇、一〇 明治三、九、七	明治四、八、三〇 明治三、九、
石川源太 (出願)	膽振國—室蘭郡	明治三、九、三	明治三、五、三七

伊達英橋	石狩國—札幌郡の内 石狩國—空知郡の内 (ナエイより ナイ迄)	明治三、一〇、九	明治四、八、二〇
		明治三、	
鳥取藩 (出願)	後志國—島牧郡の内 (會所元より南方 シツキ境迄)	明治三、三、二	明治四、八、二〇
		明治四、五、	
仙臺藩	根室國—目梨、標津二郡 (元熊本藩支配)	明治四、	
		明治三、五、	明治四、八、二〇
	千島國—蕨取郡 (元高知藩支配) 振別郡 (元佐賀藩支配)	明治三、	
		明治三、二、三四	
	日高國—紗流郡の内 (會所元より西勇拂郡 境フイハフ迄)	明治三、	
		明治三、一〇、九	
千島國—紗那郡	明治三、		
	明治三、一〇、九		
弘前藩 (仰付)	後志國—島牧郡の内 (エカエチシよりシヤメクシナイ迄) (元岡山藩支配)	明治三、	
		明治三、六、一五	明治四、八、二〇
	後志國—島牧郡の内 (須築) (スツキ)	明治三、	
		明治三、九、二〇	
彦根藩	日高國—沙流郡の内 (會所元より東、新冠郡境 アツベツ河中迄)	明治三、	
		明治三、二、三四	明治四、八、二〇
	千島國—擇捉郡	明治三、	
		明治三、六、一七	
米澤藩	後志國—磯谷郡の内 (後別川以西ノツトカ ヲ以テ境トス)	明治三、	
		明治三、九、二四	明治四、八、二〇
五島銃之丞 (出願)	後志國—磯谷郡 (後別川以東但川屬之)	明治三、	
		明治三、九、二四	明治四、三、
片倉小十郎 (出願)	膽振國—室蘭郡の内 (ホロシヨシケ以東) (元石川源太支配)	明治三、	
		明治三、五、二七	明治四、八、二〇
膽振國—幌別郡	明治三、		
	明治三、九、二二		

伊達勝三郎	石狩郡—札幌郡の内 石狩郡—空知郡の内 (ナイよりシベツト迄) 膽振國—虻田郡	明治二、一〇、九 明治四、三、一四	明治三、 明治四、八、二〇
互理元太郎	石狩國—札幌郡の内 石狩國—空知郡の内 (空知川より ナエイ迄)	明治二、一、一四	明治三、 明治四、八、二〇
佛光寺	後志國—島牧郡の内 (運上屋元より エカエゲン迄)	明治二、三、三	明治四、八、二〇
岡山藩	後志國—島牧郡の内 (エカエゲンより シヤメクシナイ迄)	明治三、二、二	明治三、五、 明治四、八、二〇
斗南藩 (松平慶三郎)	後志國—太櫓、瀬棚二郡 (元兵部省) 歌棄郡 膽振國—山越郡 (元兵部省) 支配	明治三、五、五	明治四、八、二〇
福山藩 (出願)	釧路國—白糠郡、足寄郡、阿寒郡 (元兵部省) 支配	明治三、五	明治四、六、
東京府 (出願)	根室國—花咲、根室、野付三郡	明治三、六、一七	明治三、閏一〇、九
一橋從二位 (茂榮)	十勝國—廣尾郡の内 (ビホロ川中央より以南) 當縁郡の内 (モンベツ川より セキ迄) 河西郡の内 (サツナイブトよりヲトフケブト ウリカヘシノマンヲベレツフ迄)	明治三、一〇、二	明治四、八、三〇
安田從二位 (慶頼)	十勝國—廣尾郡の内 (ビホロ川中央より以南 モンベツ川迄) 當縁郡の内 (セキより トンケン迄) 河西郡の内 (ヲトフケブト向西岸より、ハン ケアエシノマンヒハイロ迄)	明治三、一〇、一五	明治四、八、三〇

北海道開拓初期に於ける土地制度

館 藩	稻田九郎兵衛 (邦植)	
	日高國—靜内郡 (元増上寺支配地) 千島國—花咲郡志古丹島 (元増上寺支配地)	日高國—新冠郡 (元徳島藩支配地)
渡島國—爾志、檜山、津軽、福島四郡	明治三、十、一五	明治四、三、一五
<small>幕府以來 明治三年七月開拓、九月 開拓三回ス</small>	明治三、五、一五	明治三、六、二〇 (開拓使ニ歸ス)



備考

- 一、罷免の時を四年八月二十日としたるは北海道誌下巻三七頁による。
- 二、出願一一、仰付一〇、不明一八、

支配主	支	配	地
開拓使	石狩國—札幌郡、上川郡、厚田郡 後志國—忍路郡、余市郡、古平郡、美園郡、積丹郡、古宇郡 岩内郡 渡島國—上磯郡、龜田郡、茅野郡 日高國—三石郡、幌泉郡		

由是觀之 北海全道の土地は一使、一省、一府、二五藩、二華族、八土族、二寺院の支配下に分割されてしまつたのである。(此の状態は北海道史附録地圖第四類第七に明かなり参照を要す)

而して明治政府を代表する開拓使は僅かに四ヶ國十五ヶ郡に亘つて支配地を有するのみであつて、其他の土地は凡て他人の手によつて開拓が行はれることゝなつたのである。

然し之れ等の支配地を受けたものゝ内には前述の如く自ら進んで土地の支配開拓に當らんと欲したものもあるけれども、又自らは全く欲せざるも明治政府より仰付けられたものもあつたのであるから各支配主の土地の開拓に對する努力は種々差異があつた。或るものは大に努力したけれども又或るものは然らずであつた。又或るものは何等の努力をなさず到底其任に堪へずとして返上を願出でたるものもあり、或るものは何等の努力をなさず放任して置きたるを以て、其の返上を申付けられたものもあつた。従つて此の政策は充分なる成績を擧げることが出来なかつた。今此の時代に入植せられた移民の戸口を一表として示せば次の如きものである。

支配主	明治二年		明治三年		明治四年		計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
開拓使	?	?	?	?	?	?	?
兵部省	?	(高島小樽) 七〇〇	?	(札幌各村) 七三四	?	(六ヶ所(免費生標) 八〇(免費月奉) 四三(免費川) 一五三)	一、八三七
石川邦光							九〇〇
伊達邦成							一、〇〇〇
高倉小十郎							八〇
片倉十郎							一、五九
仙臺藩							四三
伊達邦直							一、六一
伊達邦直							一、六一
稻田邦植							一、〇〇〇
計	?	一、〇六一	?	一、六六	?	二、三三	五、〇〇〇

備考 本表は北海道誌卷十二、移住により筆者が作製したるものである。





何れにしても此支配地制度は植民史上極めて注目すべき制度であるが、北海道に於ては其成否を判断するに充分なる成績を挙げ得るの時を與へずして早くも廢止の運命に逢着した。即ち明治四年七月十七日に至り我國の政局は變轉して廢藩置縣となり 詔書に所謂「有門無實の弊」を除く主旨から明治四年八月廿日を以て凡ての支配地を罷免せられて其土地は凡て開拓使の所管となつたのである。但し館藩のみは廢藩置縣と共に館縣となり、更に同年九月弘前縣に合併せられ同月弘前縣を青森縣と改稱し其の管轄となり、福山に青森縣出張所を置かれて暫らく開拓使の管外にあつたものであるが、明治五年九月に至つて之を廢して開拓使の所管に移され、此處に北海道全道に亘つて開拓使といふ唯一つの機關によつて統治經營せられる様になつたものである。

## (二) 直接開拓の政策

如斯にして明治政府は維新創業の當時に於て早くも本道開發に着手し、箱館裁判所又は箱館府を置き後開拓使を置き諸種の經營施設をなす所があつたが、其初めに於ては開拓使自身が直接に開拓事業に關係した所は狭小なる其管内丈けであつて、爾餘大部分の土地は上記の省、藩、士族、寺院に分轄支配せしめて其の力によつて開拓を行はしめんとしたものである。此れは一方に於て自ら開拓を志願するものがあると共に、他方に於て開拓使のみの力を以てしては北海道の開拓は到底充分に行ひ得ずとして諸藩士其他の助力を求めたる爲めにして、此の當時尙ほ封建的の制度が存續して居つた爲め土地を各藩以下に割渡し其の開拓植民の方策は夫々の支配者に一任したるものなることを知るべきである。従つて若し此の當時に於ける北海道の未開拓地の處分法に就て充分明かにせんと欲するならば各々の支配主に就き各別に之れを研究しなくてはならないのである。而も事實の問題として其期間甚だ短かく、其業績に何等著るしきものなく、又研究資料も得がたいから私は此處に開拓使のみに就き其方策及成績を研究し他の藩士に就ては此處に之れを割愛して他日の研究に譲り度いと思ふ。

- (一) 開拓使が此の期間に於て北海道土地處分に關して發した布令の第一のものは明治二年(西曆一八六九年)

十月の布達である。今其の全文を示せば

北海道ノ戸籍人別ニ不入輩賤ニ不拘一時活計難澁ノ趣ヲ以テ扶助米願出候共一切詮議ニ及ハズ但他國ノ輩ハ歸國ノ道可相立尤當地ニ居留致他所開拓願出候輩ハ時宜御詮議ノ上御割渡被下間移住ノ道相立ヘシ。  
とある。

之れに由つて觀れば此の當時風を望んじ渡道したけれども容易に職に就く事能はず、居所一定せず浮浪困窮の徒輩を發生したるを以て之に對し警告を下したものであつて、北海道の戸籍に入らざるものは扶助米は一切與へずとし、一方に於て北海道に住居することを欲しないものは早く立ち去りて其去就を決定すべしと諭し、北海道に永住の決心をなしたるものには土地を與へて開墾に従事せしめやうといふ政策である。従つて此の布令は土地處分を直接の目的として發布されたるものではないが、之れによつて又未開地の或る部分が處分せらるゝこと、なるのであるから、茲に土地處分の一布令として記述して置く譯である。

(二) 開拓使は更に其翌月即ち明治二年十月に北海道在住の土族にして其の祿に離れたものに對しては(函館戰亂の後流落の士にして仍ほ北海道に彷徨して遊手坐食飢餓に瀕するもの多かりしといふ。(北海道誌上編三六二頁)恒産を得る爲めに開墾に従事することを勧め、若し土籍を脱して歸農すれば土地を與へ、且三ヶ年間は食糧を給與することを發布して居る。之れは前者と同じ様な主意であるが、土族に對して布令せられたることに於て異なるものと見るべきである。

(三) 又同年十一月には當時北海道在住の官員に對して開墾志願のものは願出れば相當の土地を與へることを布告して居る。

(四) 又同年十一月には假りに移民扶助規則なるものを制定して本道の移民には頗る厚き給與をなすことを布令してゐる。之の規則の内には特に土地を分與するといふことは明記してないけれども開拓使の募集に對して移住

した農業者には三ヶ年間扶助米を與へ、農具、家具の類迄與へるとせられてある位であるから其開墾地を給與せられることは勿論である。

(五) 明治四年正月には札幌、空知、石狩の三部は曠原相連り居るを以て多くの者が相争つて之れを開く様になくしてはならない故に誰れにでも開墾を願出するときは相當の土地を與へてやる。而して之れを開墾した上は其處の作主であるといふ證書を與へる。且開拓料として一段歩に就き二兩づゝを與へるといふ布令を出して居る。之れは上記三郡に限つては居るけれども土地處分上や、一般的の布告であると思ふべきである。

(六) 明治四年二月九日には札幌市街移住の商人、職人どもに對してまだ札幌の發展充分ならざるが爲めに彼等の生活安定を欠く有様である、故に仕事の餘暇を以て市内に於て開墾することを許し願出次第土地を渡し開墾料として一段歩二兩を與へると布告してゐる。之れは札幌市内に限り特に商工業者のみに布令したるものであるけれども亦土地處分に關係を有するものと考へなければならぬ。

(七) 更に明治四年九月廿九日には土地處分上や、重要な意味を有する布令が開拓使から出されてゐる。今其全文を示すと次の様なものである。

開 拓 使 達

明治四年九月二十九日

各郡永住人共(從來の拜借地)從前住居罷在候拜借地所今般沽券地ニ被成下右地稅ハ上納ニ不及候事。

一、出稼人ノ儀ハ從前ノ通拜借地ノ事

一、從前開墾致候拜借地ノ儀永住人ノ分ハ所持地ニ被成下候事

一、是迄拜借地ヲ相對ニテ他人(貸渡其借主ヨリ受主ニテ家作並藏等取立居候分)ハ改テ其借主(教店)ヘ永住人ニ候ハ改テ沽券地出

稼人ニ候ハ、拜借地ニ被成候事

一、前同斷家作(藏等)取立ノ上相對ニテ貸渡居候分ハ其貸主(債)ヘ同斷ノ事

一、前條沽券地並開墾地ヲ持地ニ被成下候分ハ更ニ竿入ヲ以テ坪數取調ベ別紙離形ノ印紙出張所ヨリ可相渡。但拜借地ノ分(通相事係取調會同印紙本所ヘ可相出)

モ更ニ竿入坪數取調可申事

一、前條沽券拜借地取調ノ上ハ簿册ニ致圖面相添當方ヘ可差出事

一、漁場ノ儀ハ永住人出稼人ノ差別ナク從前ノ通可心得事

右之通今般改テ相達候條早々處致可有候事

別紙雜形 程村西ノ内ノ中紙ヘ可認事

家數	一ヶ所	表口	何間
	裏口	何間	
	此坪數	何百坪	
右可爲沽券地事			
年號	月日		
開拓使	何郡出張所		

開墾地	一ヶ所	表口	何間
	裏口	何間	
	此坪數	何百坪	
右可爲所持地事			
年號	月日		
開拓使	何郡出張所		

備考

之の布令の文句は大藏省版、開拓使事業報告附録布令類聚上編二五六―二五七頁によりたるものなり。然れども開拓使日記に記する所は傍書の通にして少しく文句に差異あり。又同じ布令と見らるべき明治五年十一月十九日根室支廳布達のものにして前記布令類聚上編三五五―三五六頁に載せらるゝものとも少しく異なる點がある。其内冒頭「各郡永住人從前：」の一項か第二項以下と同じく一つ書の方法を以て記載しあることは特に注意を要する所である。蓋し前掲の如き書き方に於ては第一項は一般的主要項目にして第二項以下は説明的補助項目たるの觀あるに反し根室支廳の布令の如くするときは各對立の項目の觀あり、之れ此の布令を解釋する上に於て看過することの出来ない相異である。

之の布令に於て特に註釋を要する事項は拜借地、沽券地、所持地の三者にして此處にいふ拜借地とは此の當時の移住民が國家より借用してゐる土地といふ意味にして此の内には二種類あり、即ち「從前住居罷在候拜借地」と「從前開墾致候拜借地」と之れなり。而して前者は既に開墾せられてありたる土地を拜借して之れに家宅を建

設して其處に居住せる土地にして今日の貸借關係に於て官有地を借用せしものと異なることなし。後者は移住と共に割渡されたる國有未開墾地を自ら開墾したる土地にして、此の當時まだ土地處分の方法定まらず、開墾志願者には相當の土地を單に割渡したるのみにして附與したるにあらず、従つて其土地の所有權は國家にありて開墾者は之れを開き之れを借用して使用收益するに過ぎざるの形であつたから之れを「開墾致候拜借地」と稱したものである。

次に沽券地といふことは沽券を有する土地といふことで、沽券とは古に行はれたる「不動産賣却の證書」であるから（日本百科辭典四卷一八五—一八六頁）賣却地又は賣買をなすことを得る土地といふ様な意味に解すべきである。従つて其實質は私有地にして賣買を自由にするこの出来る土地と云ふ様に解すべきである。

次に所持地といふは所有地と等しくて永く所有して耕作する土地といふが如く解すべきであると思ふ。

そこで今上記の布令文に就て吟味して見ると人の上から見て、永住者と出稼人との二種類があり、土地の上から見て従來居住してゐる拜借地と、自ら開墾した拜借地との二種類及沽券地と所持地との二種類がある譯である。が之の布令によつて永住者に對しては従來居住して居つた拜借地は沽券地に、従來開墾した土地は所持地とする又拜借地に家屋、倉庫を建てた場合は其の建てたものが借地人であれば其の借地人に、又貸與人であれば其の貸與人に沽券地として與へるといふこと、出稼人に對しては凡て拜借人として置いてまだ所有權を與へないといふこと等が主要な事項である。要するに之の布令の主旨は北海道に永住するものには従來貸與して居つた土地を無代を以て私有地として與へるといふ事である。之のことは北海道の未開地處分の上に初めて顯はれた事柄であつて前に大いに注意を要するといふたのはこのことである。

元來我國の農業者が土地に對する完全なる所有權を獲得した時期は何時かと云へば、封建制度崩壞の期を以てすべきであつて、慶應三年十二月九日を以て徳川慶喜の大政返上、將軍職拜辭の請を允るされ攝關幕府を廢止さ

れたる大號令に始まると見るべきであるが、(福田・吉田兩博士皆之の説をなす)しかし尙ほ徳川幕府を始め列藩は依然として土地人民を私有して居て各々藩政を施して居つたのであるから、まだ之れを以て我國全般に封建制度が破壊されたとはいひ難い。吾々は寧ろ明治二年六月十七日の版籍奉還を以て封建制度の形式上の崩毀としたい。しかしこれは尙ほ形式上のものであつて各藩主は其處の藩知事に据へられたのであるから其の實質は尙ほ毀はされて居ない。故に吾人は其形式も實質も毀されたのは明治四年七月十四日の廢藩置縣を以てすべきであると思ふ。従つて北海道に於ても之の頃迄はやはり土地の分割支配制度などが行はれたり、又開墾地を與へても之れを割渡と稱して完全なる所有權を與へないで唯其土地を開墾して使用収益するの權利のみを與へて居つたものである。

然るに愈々廢藩置縣となつて完全に封建制度が破毀せらるゝに至るや、開墾地も完全なる所有權を與へるの必要あることを認められて此の布達を出すに至つたものと思はれるのである。唯此處に北海道永住のものでなければ與へないといふことであるが之れは畢竟北海道開拓の主旨に出でたものであらう。

(八) 次に明治五年六月四日には開拓使から次の布令を出して居る。

札幌管轄諸郡に於て管民より平民に至る迄開墾地所願出候者其土地検査の上一戸には十萬坪を限り割渡可申尤從來の荒蕪地に候者別紙規則に基き納金相濟候上は永く沽券地なるべし但札幌管外各郡の儀は追て相達べし。

(別紙)

一、地	面	千坪	金	壹	圓
一、同		百坪	新貨	十	錢
一、同		十坪	同	一	錢

之の布令は又注意すべきものゝ一つであつて其適用の範圍は札幌管轄諸郡に限られて居る。けれども凡そ土地開墾を志願するものは誰れでも一戸に就て十萬坪迄は土地を割渡す。而して其土地未だ全く荒蕪地(未開地)のこ

と)であつた場合には十坪に就て金一錢の割合を以て賣拂つて其土地の所有權を與へるといふのであつて、國有未開地を一定の代價を以て賣却する方法によつて處分するといふことの初例を開いたのである。

以上の外函館支廳で明治五年六月二十八日付を以て次三男厄介者勿論戸主に無之者が新道路筋の村々へ入籍して自ら家作を取立開墾並に商店を差出さんと願ふものがあつたならば、其村で差支のない限りは土地を渡すといふ様な布令が出て居るのを見るのであるが、要するに此の期間に於ては何ら決定的の布令を出すことなく臨機應變的のものであつたといふこと、初めは單に開墾地を割渡すといふ丈けの布令であつたが、後には無代を以て其所有權を與へるといふ様になり、更に一定の代價を以て一定面積迄賣拂ふて處分するといふこと迄進んで來たといふこととなるのであつて、開拓極初期に於ける土地處分法の進展経路が面白く窺はれるのである。

而して之れ等の土地處分法によつて處分された土地が幾何の面積で幾何の件數あつたかといふ様な詳細なことを充分解り兼ねるのであるが、第一回拓殖要録によれば明治二年から土地の賣下があつて明治四年迄に八町一反歩は七千八百四十九圓の賣下をなしたりといふ。其の年次表は次の如し。

年次	賣下地積	賣地料	年次	賣下地積	賣地料
明治二年	一・六 <sup>町</sup>	二四二 <sup>圓</sup>	明治四年	〇・四 <sup>町</sup>	六六九 <sup>圓</sup>
〃三年	六・一	六、九三八	計	八・一	七、八四九

四、結 論

以上は明治政府が北海道開拓に着手したる極初期に於て土地の支配權は如何にして獲得したるや、獲得したる土地の開拓は如何なる方策によつて處分したるや、其の結果は如何なりしや等の問題に就き一様の考察を試みた

ものである。而して土地獲得の方法は徳川幕府の所領は没收、佐幕四藩の所領は放棄、勤王二藩の所領は奉還松前藩の所領は廢藩置縣によつてなされたるものにして未開の北海道の土地と雖も其の獲得は決して單純に行はれたるものにあらざることを知るべきである。又其の土地の開拓の爲めに採りたる方策も始めは從來の封建制度の餘勢を受けて有力なる藩主其の他のものに土地を割渡し、其の力によつて開拓を行はんとする所謂委任開拓又は特許企業による植民法を試みたるものにして極めて深き興味を覺えたり。然れども之は明治改新の急速なる進展と制度其の物の陳腐とによつて何等發展することなく數ケ年にして廢滅に歸したるを見たのである。

次に又開拓使自身が其の支配地に於て直接行ひたる開拓の土地處分法は此の期間に於ては全く臨機應變のものにして制度としては何等見るべきものなく、唯漸次進展して土地を一定の代價を以て賣拂ふ處迄到り、其の制度化は次期に譲りたるものである。從て此の期間に於ける土地の問題は制度と謂ふよりも變遷經過の道程に於て多くの興味を有するものである。而して此の研究は明治政府が次期以下に於て行ひたる開拓の土地處分制度研究の前提たり得ると信ずるものである。(昭和十三年二月廿一日)

註一、徳川慶喜ヲ征シ舊幕府領地ヲ直隸ト爲スノ令ヲ農商ニ布ク。

(第二十一) 慶應四年正月十日(布)農商へ、

徳川慶喜天下ノ形勢ヤムコトヲ得サルヲ察シ大政返上將軍職辭退奉願候ニ付其旨被 開食候處兼兼大政返上ト申スノミニテ土地人民返上ノ實効モ無之候ニ付尾越二藩ヲ以テ 御沙汰之次第モ有之候處其節慶喜ニ於テハ奉畏入候得共麾下併會桑之者共承服不仕萬一如何様之事出來候哉モ難計候ニ付取押之儀精々盡力仕居候旨言上ニ及ヒ候間 朝廷ニハ慶喜誠ニ恭順罷在候儀ト被 思召是迄ノ罪ハ不彼爲問列藩之上座ニモ可被 仰付哉ノ處豈計ンヤ鎮撫之爲トテ大阪城中へ引取候ハ元ヨリ偽リノ謀ニテ去ル三日麾下之者ヲ引連レ剩へ歸國被 仰付候會桑等ヲ先降トシテ闕下ヲ犯シ奉ル勢現在彼ヨリ兵端ヲ開キ候上ハ慶喜之謀判明白ニ相分リ候尤始終 朝廷ヲアサムキ奉リ候段大逆無道其罪ノカレカタク最早 朝廷ニ於テ御宥免被 遊候道モ絶果テヤム

コトヲ得サセラレス御追討被 仰出候一度兵端相開キ候上ハ速ニ賊徒誅戮萬民塗炭ノ苦ミヲスクハセラレ度 寂慮ニ候間今般  
仁和寺宮征討將軍被 仰付候ニ付テハ是迄前後之心得モナク打過或ハ二心ヲイタキ或ハ賊徒ニ從居候者タリ共實ニ悔悟イタシ  
朝廷御用ニ相立度存込候者ハ寛大之 思食ニテ御取用可被爲在候且是迄徳川支配イタシ候地所ヲ天領ト稱シ居候ハ言語同斷之  
儀ニ候此度往古ノ如ク總テ 天朝ノ御料ニ復シ眞ノ 天領ニ相成候間左様相心得ヘク候尤此時ニ至リ大義ヲ辨ヘス賊徒ト謀ヲ  
通シ或ハ殘黨ヲカクシ置候者ハ 朝敵同様嚴刑ニ可被處候間心得違無之様可致候事

註二、(之ノ項 復古記第八册、七六一—八一五ヨリ抽寫)

松 平 容 保

昨冬、徳川慶喜政權返上之後、暴論ヲ張り、姦謀ヲ運ラシ、兵ヲ舉テ 闕下ニ迫ル、事敗レ遁走ス、慶喜恭順スルニ及ビ、  
更ニ悔悟セス、居城ニ據リ兇賊ノ稱首ト爲リ、飽マテ 王師ニ枕衝シ、天下ヲ擾亂ス、其罪神人共ニ怒ル所、屹度可被處嚴刑  
之處、至仁非常之 宸斷ヲ以テ、死一等ヲ減シ、池田中將ヘ永領ケ被 仰付候事

十 二 月

行 政 官

東 京 城 日 誌 七 日

保 科 正 益 家 記

伊 達 慶 邦

松平容保追討ニ付、至重之 勅命ヲ奉シ、其後姉子宗教上京之節、重テ、御沙汰之趣モ有之及出陳候處、半途ニテ反覆、却  
テ容保ニ黨與シ、上杉齋憲ト共ニ奥羽諸賊私盟之魁首ト爲リ、督府參謀ヲ斬害シ、且暴威ヲ以テ總督ヲ拘留シ、屢々王師ニ枕  
衝、遂ニ天下之騷亂ヲ釀成シ、兇逆悖亂ヲ逞フシ候條、今般開城伏罪ニ及ト雖モ、天下之大典ニ於テ、其罪難被差置、依之城  
地被 召上父子於東京謹慎仰付候事  
但叛逆首謀之家來早々取調可申出事

十 二 月

行 政 官

東 京 城 日 記 七 日

仙 臺 藩 記

今般城地被 召上、父子於東京謹慎被、仰付候處、出格至仁之 思召ヲ以テ家名被立下、更ニ二十八萬石下賜、仙臺城御預  
被 仰付候間、血脈之者御撰、早々可願出事

伊 達 慶 邦

(慶邦ノ寶子龜三郎 當辰三歳ヲ藩臣一同ヨリ奉願、許可)

行 政 官  
東京城日記七日  
仙 臺 藩 記

當春王師東下以來、徳川慶喜ニ於テハ退去謹慎候處、其方儀居城ニ據リ、脱藩無頼之徒ヲ招集、奥羽賊之私盟ニ與シ、兵ヲ  
四方ニ出シ兇暴ヲ逞シ、其後賊鋒追々挫衄ニ及ヒ、自ラ力不能爲ヲ知り、終々開城伏罪候條、於天下ノ大典、其罪誰被差置、  
依之、城地被、召上、於東京謹慎被仰付候事。

酒 井 忠 篤

但 叛逆首謀之家來、早々取調可申出事

十 二 月

行 政 官  
東京城日記七日  
酒 井 忠 實 家 記

酒 井 忠 篤

今般城地被召上、於東京謹慎被仰付候處、出格至仁之思食ヲ以家名被定下、更ニ十二萬石下賜候間、血脈之者相撰、早々可  
願出事

但 土地之儀ハ、追テ被仰出候事

十 二 月

行 政 官  
東京城日記七日  
酒 井 忠 實 家 記

忠篤養方叔父實弟徳三郎當辰十三歳ヲ出願許可  
(忠實)

北海道開拓極初期に於ける土地制度

南部利剛

松平容保追討ニ付、至重之勅命ヲ蒙リ候處、竊々兩端ヲ持シ、賊徒ニ通シ、遂ニ反覆シ、屢王師ニ擴衝シ、恣々箱館守御示之番兵ヲ引揚、官府ノ兵器ヲ破毀シ、剩ヘ官舎ヲ自燒シ、兇暴ヲ逞クシ、今般伏罪ニ及ト雖モ、天下三大典ニ於テ其罪難被差置依之、城地被召上、於東京謹慎被仰付候事

但、叛逆首謀之家來、早々取調可出事

行 政 官

東京城日誌 七日

南部利恭 家記

南部利剛

今般城地被召上、於東京謹慎被仰付候處、出格至仁之思召ヲ以テ家名被立下、更ニ十三萬石下賜候間、血脈之者相撰、早々可願出事

但、土地之儀ハ、追テ被仰出候事

十一月

行 政 官

東京城日誌 七日

南部利恭 家記

(美濃長男彦太郎當十四歳ヲ相推薦許可セラル)  
(利恭)

註三 (維新日記 卷三、頁一二一ヨリ寫)

津輕少將上表寫

今般長薩肥土、版籍奉還之儀、建白之趣、傳承仕、御一新之折柄、至當之公論ト奉存候、微臣ニ於テモ、素ヨリ所冀御座候隨而土地人民、謹而奉返上候間、四藩一途之 朝裁ヲ蒙リ度、伏而奉懇願候、此段宣御執奏奉願候誠惶、頓首謹言

四月

津 輕 少 將

辨 事 御 中

(大政官日誌明治二年而四十五號)

(東京第八 四月廿二日甲子)

註四 (維新日誌 卷三、 頁一七六一一八〇ヨリ寫)

陸 奥 弘 前

津 輕 少 將  
名 代 重 臣

今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ被爲察廣ク公儀ヲ被爲採、政令歸一、之思食ヲ以テ言上之通被、開食候事

明治二年六月廿四日

奉還を願出たるもの二三八藩、何れも上文の通り御沙汰ありたり。但し其日記は十七日(40)十九日(40)廿日(40)廿二日(42)

二十三日(40)二十四日(34)二十五日(3)の七種あり。

弘前藩知事被仰付候事

津 輕 少 將  
行 政 官  
(津輕日記)

明治 巳 六月

青森縣史 第三卷 七四四頁

註五 (維新日記 第三卷 一七六一一八〇頁ヨリ寫)

松 前 館

松 前 勝 千 代  
名 代 重 臣

今般版籍奉還之儀、列藩及建言候ニ付、深ク時勢ヲ被爲察、廣ク公儀ヲ被爲採、政令歸一之、思食ヲ以テ、言上之通被開食候依之 於其藩モ封土版籍返上被 仰付候事

明治二年六月廿四日

奉還ヲ願出ズシテ返上仰付タルモノ十七藩アリタリ。何レモ廿四日付ヲ以テセラル。

北海道開拓極初期に於ける土地制度

註六 (箱館裁判所總督の權限)

蝦夷全島一切御委任ニ相成候間機宜見計無二念盡力可有之候事

但内國非常ノ大事件並ニ魯西亞交際中非常ノ大事件ニ至リテハ何ノ上處置有之候事

(太政類典にありといふ 竹内、一六九)

尙ほ政府は清水谷に議すに

「開拓の儀云々 理屈を以て能く功をなすべきにあらず、現状の状態を熟察し時宜に隨ひ著實處置可爲肝要井上石見其外被差添候輩へ諸事篤度遂評議後害不生様と」の旨を以てした(竹内 一七一)

註七 皇政復古に付箱館に於いて裁判所御取建總督副總督等被差置近日御下向に可相成候依之爲先着

吉田 復 太 郎  
村 上 常 右 衛 門  
堀 清 之 丞

右之者並五藩人數等被差下候間其方支配仕來候元幕府蓄積之金穀倉廩器財等立合之上無子細引渡封印附置總督御下知を可奉請尤是迄在番之吏士を御下知之上夫々御任用可被爲有候間上下一同安心致し而倉卒之舉動入無之様可被申驗候自然不恭之儀も有之節を屹度嚴重之御沙汰可爲候間此段篤と相心得可被申候事

裁 判 所

權 判 事

井 上 石 見  
岡 本 長 秋 花 押  
綱 監 輔 花 押

杉 浦 兵 庫 頭 殿<sup>1)</sup>

註八

- (一) 犀川會資料第十七號、慶應四年箱館地方及蝦夷地引渡演說書 參照
- (二) 竹内軍平 北海道史要(一七七—一七八頁參照)

註九 「慶應四辰七月十七日寫、函館五稜郭裁判所より被仰出候御書付寫」 參照

1) 竹内軍平：北海道史要 171—2頁